

南相馬市復興推進計画（案）

平成26年 月 日
福島県南相馬市

1．計画の区域

南相馬市全域

2．計画の目標

本市は平成23年3月11日に発生した東日本大震災による未曾有の地震と大津波、さらには、東京電力福島第一原子力発電所事故による住民の避難や作付の制限等により、基幹産業であった農業や製造業は壊滅的な被害を受けた。震災以降、作付制限及び作付自粛が続いており、稲作については、水田面積6,802haのうち122haで実証栽培又は試験栽培を実施中であり、それ以外は耕作していない状況にある。また、製造業を含めた市内の事業所数は、震災前に比べて約3割減少し、それに伴って従業者数も約3割減少しており、地域経済は著しく衰退している状況にある。

このような中で、本市の地域特性や地域資源を最大限に活用し、農業や製造業の再生を推し進めるとともに、本市の中核的産業を担う新たな立地企業の進出に向けた支援を進めることで、経済活力の再生及び雇用機会の創出を図る。

3．計画の目標を達成するために推進しようとする取組の内容

本市の経済活力の再生及び雇用機会の創出を図るために、本市の製造業において中核的産業である食料品製造業への設備投資等を支援する。

4．計画の区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特例の措置の内容

「復興特区支援貸付事業」

事業の内容

本市に新たに立地する南相馬復興アグリ再生準備株式会社（以下「対象事業者」という。）が、植物工場一体型サラダ工場を新設するために必要な資金を貸し付ける事業

貸付けの対象となる事業が計画の目標を達成する上で中核となるものであることの説明

本市における食料品製造業は、市内の製造業における製造品出荷額では第4位、従業者数では第3位となる本市の中核的な産業である。また、本事業は、食料品製造業の従業者数の約20%を占めることとなる事業者が実施するものであり、投資の規模としても、本市の食料品製造業の平均設備投資額を大幅に上回るものである。

したがって、地域の中核的な産業である食料品製造業の新規立地支援や生産能力等の増強を行うことは、目標に掲げた「本市の地域特性や地域資源を最大限に活用し、農業や製造業の再生を推し進めるとともに、本市の中核的産業を担う新たな立地企業の進出に向けた支援を進めることで、経済活力の再生及び雇用機会の創出を図る」ことを達成するために必要かつ有効な事業であり、本計画の目標達成に大きく寄与するものである。

施行規則第2条に規定する該当事業
施行規則第2条第6号

利子補給金の支給を受ける予定の金融機関名
あぶくま信用金庫、農林中央金庫

特別の措置

本事業を実施する者に対して必要な資金(3億円以上)を貸し付ける指定金融機関への復興特区支援利子補給金の支給(法第44条の規定に基づく措置)

5. 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

対象事業者は、被災地の復興にはスピードとスケールが必要との認識から、大規模な植物工場と、そこで生産した野菜をその場で高付加価値化するサラダ工場を一体的に整備することで、安定的かつ継続的な事業の展開を目指している。また、本市、地域住民、商流関係者等との協働により付加価値の高い商品の企画・製造に取り組むなど、地域と連携しながら事業の拡大を図っていくこととしている。

本計画の実施により、本市に対象事業者が新たに立地することは、地元関連産業の活性化と雇用の確保に結び付くものであり、これらの効果は、本市の復興の円滑かつ迅速な推進と経済活力の再生に寄与するものである。

6 . その他

本計画の策定に際し、法第4条第3項に基づき、福島県の意見を聴取した。
また、南相馬市、福島県、原町商工会議所、あぶくま信用金庫、農林中央金庫、対象事業者を構成員とする南相馬市復興推進協議会(地域協議会)において、法第4条第6項に基づく協議を行った。